

※太枠内にご記入・ご捺印ください。

ご記入日

年 月 日

【相続用】残高証明書・相続税評価書・取引推移証明書発行依頼書

株式会社商工組合中央金庫 御中

取引店	支店	口座番号等							
被相続人の おなまえ	被相続人とのご関係 (該当するものを○で囲んでください)		相続人・遺言執行者・相続財産管理人・ その他 ()						
ご依頼の おところ								ご依頼人のお届け印 または実印※	
ご依頼の おなまえ									

※当金庫とお取引のある方は届出印の捺印でも結構です

下記の通り、被相続人名義の取引種目について各証明書・評価書を発行してください。今後、本件に関して万が一紛争が生じても、私が一切の責任を負い、貴金庫に対してご迷惑はおかけしません。

記

(1) 依頼内容

種類	取引種目 (発行希望を○で囲んでください)					発行 通(部)数
	普通預金	定期預金	別段預金 (債券買入預金口、 債券償還受入預金口)	債券保護預り	借入金	
残高証明書		○			○	通
相続税評価書		○				部
取引推移証明書	○	○		○		部

(2) 証明日・評価基準日・証明期間

残高証明書 (原則被相続人のお亡くなりになった日)			
証明日	年	月	日
相続税評価書 (原則被相続人のお亡くなりになった日)			
評価基準日	年	月	日
取引推移証明書			
証明期間	年	月	～ 年 月

【参考】手数料 (税込)

項 目	料 金
残高証明書※1	被相続人につき、1通まで無料 (ただし、2通目からは770円)
相続税評価書※1	被相続人につき、1通まで無料 (ただし、2通目からは1,650円)
取引推移証明書※2	1年以下1,100円 以降1年毎550円

※1 発行手数料は2通目以降有料になりますので、複数枚必要な場合は適宜コピーをお願いします。

※2 指定期間の端数月数は年単位に切り上げさせていただきます。

※2 照会の結果、取引明細が1件もない場合も、照会期間に応じた手数料が必要となります。

※2 証明依頼期間は、依頼書の申込月より過去最大10年間とさせていただきます。

(当金庫使用欄)

交付 方法	照合・押切印押印	起算取引 (残高証明書)	手数料 確 認	印鑑照合	受付	ご依頼人様確認	
□郵送 □店頭	□ 残高証明書 (証明日、 発行日の記入確認) □ 評価書 (評価基準日、 マル優) □ 推移証明書 (証明期間) □ 共通 (手数料)	検印	□有 □無			確認印	□ 戸籍謄本・法定相続情報 □ 家庭裁判所選任証明 □ その他 ()
			確認印			□ 印鑑証明書 □ 運転免許証 □ その他 ()	

確認記録 (必要な場合のみ)

確認日時： 相手方名：

確認者

記入例

①取引店

被相続人のお取引店
をご記入ください。

②被相続人との関係

相続人等からの受任者はその他を○で囲み
相続人○○○○の受任者をご記入ください。

※太枠内にご記入・ご捺印ください。

ご記入日 202X 年 XX 月 XX 日

【相続用】残高証明書・相続税評価書・取引推移証明書発行依頼書

株式会社商工組合中央金庫 御中

取引店	〇〇	支店	口座番号等	1	2	3	4	5	6	7
被相続人の おなまえ	商中 太郎		被相続人との関係 (該当するものを○で囲んでください)	相続人・遺言執行者・相続財産管理人 その他 ()						
ご依頼の おところ	〇〇県△△市□□町1-2-3									ご依頼人のお届け印 または実印※
依頼の まえ	商中 花子									印

③実印

弁護士等の方が代理
でお手続きする
場合は、弁護士会
等登録の印鑑の押
印と弁護士会等発
行の職印証明書等
をご提出ください。

※当金庫とお取引のある方は届出印の捺印でも結構です。
通り、被相続人名義の取引種目について各証明書・評価書を発行してください。今後、本件に関して
紛争が生じましても、私が一切の責任を負い、貴金庫に対してご迷惑はおかけしません。

記

種類	取引種目 (発行希望を○で囲んでください)					発行 通(部)数
	普通預金	定期預金	別段預金 (債券買入預金口、 債券償還受入預金口)	債券保護預り	借入金	
残高証明書		○			○	通
相続税評価書		○				部
取引推移証明書	○	○		○		部

(2) 証明日・評価基準日・証明期間						
残高証明書 (原則被相続人のお亡くなりになった日)						
証明日	202X	年	XX	月	XX	日
相続税評価書 (原則被相続人のお亡くなりになった日)						
評価基準日	202X	年	XX	月	XX	日
取引推移証明書						
証明期間	2015	年	4	月	~	2020 年 4 月

【参考】手数料 (税込)	
項 目	料 金
残高証明書※1	被相続人につき、1通まで無料 (ただし、2通目からは770円)
相続税評価書※1	被相続人につき、1通まで無料 (ただし、2通目からは1,650円)
取引推移証明書※2	1年以下1,100円 以降1年毎550円

※1 発行手数料は2通目以降有料になりますので、複数枚必要な場合は適宜コピーをお願いします。
※2 指定期間の端数月数は年単位に切り上げさせていただきます。
※2 照会の結果、取引明細が1件もない場合も、照会期間に応じた手数料が必要となります。
※2 証明依頼期間は、依頼書の

ご依頼いただく場合必ず内容をご確認ください。

④依頼内容等

ご依頼いただく証明書の種類
に応じご記入ください。

種類、発行部数、証明期間に応じ手数料が発生します。
記入例の場合…

残高証明書	無料
相続税評価書	無料
取引推移証明書	証明期間6年 (5年と1ヵ月)
	1,100円 + 550円 × 5年 = 3,850円
	合計 3,850円です。